

平成 23 年 6 月 1 日
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

「薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令」が一部改正され、新たに 9 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。(公布: 平成 24 年 6 月 1 日、施行: 平成 24 年 7 月 1 日)

追加指定薬物

1	化 学 名 :	{1-[1-(1-Methylpiperidin-2-yl)methyl]-1H-indole-3-yl} (naphthalen-1-yl)
	化学名字訳 :	{1-[1-(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}(ナフタレン-1-イル)メタノン
	通称等 :	AM1220
2	化 学 名 :	(2-Iodophenyl){1-[1-(1-methylpiperidin-2-yl)methyl]-1H-indole-3-yl}
	化学名字訳 :	(2-ヨードフェニル){1-[1-(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン
	通称等 :	AM2233
3	化 学 名 :	Naphthalen-1-yl[4-(pentyloxy)naphthalen-1-yl]methanone
	化学名字訳 :	ナフタレン-1-イル[4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル]メタノン
	通称等 :	CB-13
4	化 学 名 :	Naphthalen-1-yl[1-(pent-4-en-1-yl)-1H-indole-3-yl]methanone
	化学名字訳 :	ナフタレン-1-イル[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン
	通称等 :	JWH-022
5	化 学 名 :	2-(2-Methoxyphenyl)-1-{1-[1-(1-methylpiperidin-2-yl)methyl]-1H-indole-3-yl}ethanone
	化学名字訳 :	2-(2-メトキシフェニル)-1-{1-[1-(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}エタノン
	通称等 :	Cannabipiperidiethanone
6	化 学 名 :	N-(1-Adamantyl)-1-pentyl-1H-indole-3-carboxamide
	化学名字訳 :	N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド
	通称等 :	APICA
7	化 学 名 :	N-(1-Adamantyl)-1-pentyl-1H-indazole-3-carboxamide
	化学名字訳 :	N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド
	通称等 :	APINACA
8	化 学 名 :	2-(Ethylamino)-2-(3-methoxyphenyl)cyclohexanone
	化学名字訳 :	2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン
	通称等 :	Methoxetamine
9	化 学 名 :	2-(Methylamino)-1-(3,4-dimethylphenyl)propan-1-one
	化学名字訳 :	2-(メチルアミノ)-1-(3,4-ジメチルフェニル)プロパン-1-オン
	通称等 :	3,4-ジメチルメタカチノン

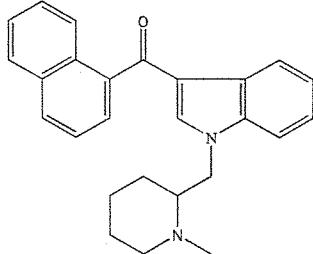
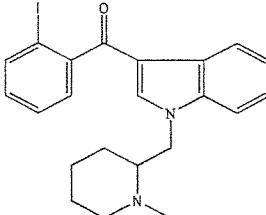
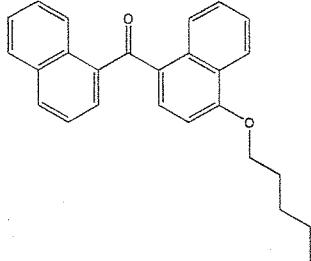
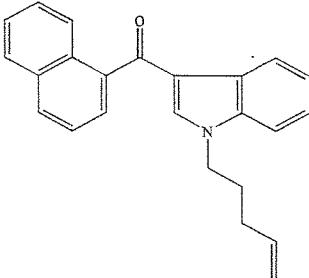
※ 指定薬物として指定する物には上記物質の塩類及びこれらを包含する物を含みます。
通称名は複数ありますのでここに掲載しているものだけとは限りません。

「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保険衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第 2 部門
(電話: 03-3599-6338)

指定検討物質一覧

	{1-[{(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル} (ナフタレン-1-イル)メタノン}
1	(通称:AM1220) 
2	(2-ヨードフェニル){1-[{(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン (通称:AM2233) 
3	ナフタレン-1-イル[4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル]メタノン (通称:CB-13) 
4	ナフタレン-1-イル[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン (通称:JWH-022) 

	2-(2-メトキシフェニル)-1-{1-[(1-メチルビペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}エタノン (通称:Cannabipiperidiethanone)	
5		
	<i>N</i> -(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド (通称:APICA)	
6		
	<i>N</i> -(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド (通称:APINACA)	
7		
	2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン (通称:Methoxetamine)	
8		
	2-(メチルアミノ)-1-(3, 4-ジメチルフェニル)プロパン-1-オン (通称:3, 4-ジメチルメタカチノン)	
9		



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

三
次

〔政令〕

- 津波防災地域づくりに関する法律の一部を改正する件(総務二〇三)
- 公証人法第七条ノ一第一項の規定による指定の件(法務二二五)
- 歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件(財務一九五)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(厚生労働三七九)
- 農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件(農林水産一四六一)
- 水産業協同組合法施行規則第六十一条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件(同一四六三)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(同一四六四～一四七三)
- 公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示の一部を改正する件(国土交通六五五)
- 土地取用法の規定に基づき事業の認定をした件(同六五六)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安庁一三七)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛一三五～一三八)
- 有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があつた件(国家公安委一九)
- 保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(金融庁四九)
- 保険業法第二百七十三条第一項第三号の規定による同法第二百八十五条第一項の免許の失効に関する件(同五〇)

〔省令〕

〔人事異動〕

内閣
外務省

○電波法第二百三条の二第一項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務二〇三)

○歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件(財務一九五)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(厚生労働三七九)

○農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件(農林水産一四六一)

○水産業協同組合法施行規則第六十一条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件(同一四六三)

○保安林の指定施業要件を変更する件(同一四六四～一四七三)

○公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示の一部を改正する件(国土交通六五五)

○土地取用法の規定に基づき事業の認定をした件(同六五六)

○水路測量の実施に関する件(海上保安庁一三七)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛一三五～一三八)

○有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があつた件(国家公安委一九)

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件(金融庁四九)

○保険業法第二百七十三条第一項第三号の規定による同法第二百八十五条第一項の免許の失効に関する件(同五〇)

日本工業規格
(厚生労働省・経済産業省)
平成二十四年度マンション管理士試験
実施公告(国土交通省)
裁判所
官署
諸事項
大井町土地改良区役員の退任及び就任、綱士地改良区役員の退任及び就任関係
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

〔公 告〕

〔官 府 報 告〕

日本工業規格
(厚生労働省・経済産業省)

平成二十四年度マンション管理士試験
実施公告(国土交通省)

◇津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一五七号)(国土交通省)
津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第一二三号)の一部の施行期日は、平成二十四年六月一二日とすることとした。

本号で公布された法令のあらまし

◇津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令(政令第一五七号)(国土交通省)
津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第一二三号)の一部の施行期日は、平成二十四年六月一二日とすることとした。

1 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第一二三号)の一部の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとすることとした。(第一〇条関係)
(一) 切土でありて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖(地表面が水平面に対し三〇度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下同じ。)を生ずることとなるもの。
(二) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの。
(三) 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの。

2 法第七十三条第一項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとすることとした。(第二一条関係)
(一) 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く)、障害者支援施設、児童福祉施設(母子生活支援施設、児童厚生病院、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く)等

(国土交通省組織令の一部改正)

第十一條 國土交通省組織令(平成十二年政令第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「津波災害警戒区域」を加える。

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十四年六月十三日)から施行する。

附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十四年六月十三日)から施行する。

十四年六月十三日)から施行する。

附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十四年六月十三日)から施行する。

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律

附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十四年六月十三日)から施行する。

省令

第一条中第四十六号を第五十一号とし、第二十
二号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第
三十二号を第三十六号とし、同号の次に次の二号
を加える。

三十七 ナフタレンーーイル【四-(ペント
ルオキシ)ナフタレンーーイル】メタノン
及びその塩類

三十八 ナフタレンーーイル【-(ペント
ルオキシ)ナフタレンーーイル】メタノン
及びその塩類

三十九 ナフタレンーーイル【-(ペント
ルオキシ)ナフタレンーーイル】メタノン
及びその塩類

四十 エン-一イル】-H-イソドール
三一イル】メタノン及びその塩類

四一 エン-一イル】-H-イソドール
四二 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四三 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四四 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四五 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四五 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四六 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四七 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四八 エン-一イル】メタノン及びその塩類

四九 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五十 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五一 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五一 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五二 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五三 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五四 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五五 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五六 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五七 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五八 エン-一イル】メタノン及びその塩類

五九 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六〇 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六一 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六二 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六三 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六四 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六五 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六六 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六七 エン-一イル】メタノン及びその塩類

六八 エン-一イル】メタノン及びその塩類

○金融庁告示第四十九号

コート-ヘルメス・ド・イチヨラント・アクティ
エンゲゼルンシャフトより保険業法(平成七年法律
五百五号)第二百九条第一項の規定による届出(同
三百八十七条)の規定により保険業会(同
社等の商号の変更)があつたので、同法第二百八十
九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

外國保険会社等の商号 ユーラー・ヘルメス・ド・イ
チヨラント・アクティエ

エンゲゼルンシャフト(旧商号 ユーラー・ヘルメス・クレジットフェ
アズイヘルングス・アクティエ)

ティエンゲゼルシヤフト)

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン
パニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転を
したことにより、保険業法(平成七年法律五百五
号)第二百七十三条第一項第三号の規定により、
同社の同法第二百八十五条第一項の免許がその効力
を失つたので、同法第二百七十四条第四号の規定
に基づき、告示する。

○國家公安委員会告示第十九号

警備業法(昭和四十七年法律第二百七十七号)第二
十号を第五十六号とし、同号の次に次の二号を加
える。

五十七 [(一)-(一)メタルピベリジン-二-イ
ル]メタル】-H-イソドール-三-イル】メタノン及びそ
の塩類

五十八 [(一)-(一)メタルピベリジン-二-イ
ル]メタル】-H-イソドール-三-イル】メタノン及びそ
の塩類

五十九 [(一)-(一)メタルピベリジン-二-イ
ル]メタル】-H-イソドール-三-イル】メタノン及びそ
の塩類

六十 [(一)-(一)メタルピベリジン-二-イ
ル]メタル】-H-イソドール-三-イル】メタノン及びそ
の塩類

六一 [(一)-(一)メタルピベリジン-二-イ
ル]メタル】-H-イソドール-三-イル】メタノン及びそ
の塩類

六二 [(一)-(一)メタルピベリジン-二-イ
ル]メタル】-H-イソドール-三-イル】メタノン及びそ
の塩類

○法務省告示第二百三十九号

電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第二
三条第二項の規定により登録した有限会社航空
保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の
届出があつたので、同法第三十九条第一号の規定
に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

法務大臣 小川 敏夫

法務大臣 岡久 幸治

法務大臣 廣瀬 寅雄

法務大臣 安達 崇雄

法務大臣 昭博

○法務省告示第二百三十九号

公證人法(明治四十一年法律第五十二号)第七
条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公證人に
基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

法務大臣 小川 敏夫

法務大臣 岡久 幸治

法務大臣 廣瀬 寅雄

法務大臣 安達 崇雄

法務大臣 昭博